

庄内町教育委員会議事録

## 令和元年第 13 回定例会

令和元年 11 月 27 日

庄内町教育委員会

## 庄内町教育委員会 令和元年第13回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和元年11月27日(水)
  - 開会 午後2時03分
  - 閉会 午後2時56分
- 2 会議場所 庄内町役場立川総合支所 第二会議室
- 3 内 容
  - 1 開 会
  - 2 議事録承認  
令和元年第12回定例会議事録
  - 3 報 告
    - (1) 経過報告
    - (2) 平成31年度要・準要保護者の認定等について
    - (3) その他
  - 4 付議事件
    - 日程第1 議案第37号 令和元年度庄内町一般会計補正予算(第6号)の申出について
    - 日程第2 議案第38号 条例制定の申出について(庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第3 議案第39号 条例制定の申出について(庄内町立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第4 議案第40号 条例制定の申出について(庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第5 議案第41号 条例制定の申出について(庄内町文化創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第6 議案第42号 条例制定の申出について(庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第7 議案第43号 条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第8 議案第44号 条例制定の申出について(庄内農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第9 議案第45号 条例制定の申出について(庄内都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
    - 日程第10 議案第46号 庄内町就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
  - 5 その他
    - (1) 第14回教育委員会定例会の開催について  
日時：令和元年12月26日(木)午後2時00分  
場所：立川総合支所3階 第二会議室
    - (2) その他
  - 6 閉 会
- 4 出席者 教育長 菅原 正志  
教育委員 梅木 均(第二職務代理者)  
教育委員 太田 ひろみ  
教育委員 齊藤 雅子

5 欠席者	教育委員	今野悦次（第一職務代理者）
6 傍聴人	なし	
7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者	教育課長	佐藤 美枝
	社会教育課長	上野 英一
	社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿部 浩
	指導主事	富山 裕二
	教育課主査兼学校教育係長	清野 美保
	教育施設係長	押切 崇寛
	文化スポーツ推進係長	池田 省三
	教育課長補佐兼教育総務係長	佐藤 貢

開 会	(午後 2 時 03 分)
教育長	それでは令和元年第 13 回庄内町教育委員会定例会を開会します。2 議事録承認に移ります。令和元年第 12 定例会議事録について、訂正や加筆などがあればお願いいたします。
委員	[質疑の声なく]
教育長	よろしいですか。令和元年第 12 回定例会議事録の同意を確認し、3 報告 (1) 経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	経過報告について、何か追加するものや状況をお聞きたいというものがあればお願いします。
太田委員	13 日の学校給食運営委員会では厳しい意見があったということですが、どの様なことだったのかお聞きします。
佐藤教育課長	異物混入とか数が足りなかった等、学校からの共同調理場への問い合わせ事例が重なったこともあり、学校側では子ども達が楽しみに給食を待っているのに、数が足りなかった等のいろんな問題が起こると、楽しいはずの給食も楽しく無くなってしまうということで、これらについて万全を期してほしいという意見を受けたところです。
梅木委員	12 日の第 2 回教育支援委員会の内容をお知らせください。
富山指導主事	来年度に特別支援学級に入級するの可否かを判断するための会議となります。
教育長	特別支援が必要だと思われる子どもについて、特別支援学級がいいのか、特別支援学校がいいのか、或いは通級なのか、通常学級がいいのか、その判断をしなければいけないので、そのための委員会ということになります。
梅木委員	支援というのはそのことをいうのですね。
教育長	特別支援教育を継続的に行うことです。よろしいですか。(1) 経過報告を終わります。(2) 平成 31 年度要・準要保護者の認定等について説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	前回の報告より 1 名が追加認定されたということです。よろしいですか。(3) その他の報告はありますか。それでは次に移ります。4 付議事件日程第 1 議案第 37 号令和元年度庄内町一般会計補正予算 (第 6 号) の申出についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	12 月補正予算について、歳入及び歳出、債務負担行為補正がございますが、こ

	の件について質疑はございますか。ジェットヒーターは体育館で使うというものですか。
清野主査兼学校教育係長	柔剣道場で使うものです。
教育長	他に質疑はございますか。よろしいですか。〔質疑の声なく〕それでは採決いたします。議案第 37 号令和元年度一般会計補正予算（第 6 号）の申出についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 37 号令和元年度一般会計補正予算（第 6 号）の申出については原案のとおり可決されました。引き続き日程第 2 議案第 38 号条例制定の申出について（庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。説明をお願いします。
佐藤補佐兼教育総務係長	（資料に基づき説明する。） 議案資料の修正を発言する。「図書館長」及び「公民館長」の報酬額を「222,000 円」から「222,000 円以内」に改める改正文の追記を求める。
佐藤教育課長	（補足説明する。） 議案第 38 号の提案理由をご覧ください。地方公務員法と地方自治法が改正されて施行されるということですが、この中身の部分は、会計年度任用職員が新設されるということと非常勤職員、臨時職員の任用が厳格化されたということで、別表にいろいろな職名や報酬額等が規定されているわけですが、別表左側の旧に記載される「外国語指導助手」「教育相談専門員」「部活動指導員」の教育課に係る部分ですが、今後、会計年度任用職員になり、特別職ではなくなるということで新の別表の中からは除外されることとなります。社会教育課に係る部分も同じ考え方で、特別職として厳格化されたものについてはそのまま継続されるのですが、特別職でなくなったものについては、会計年度任用職員等に移行するというので、この表からは削除される内容となっております。他に教育相談専門員の一部については、個人委託されるものがあり、雇用関係のない委託業務にかかわるものもありますし、文化の森建設委員会委員については役目がなくなったということで、この表から削除になるものと思っております。法律が変わったことによって、特別職の考え方が変わり、今回の改正を行うものです。なお、この表からなくなる部分については、新たに会計年度任用職員ということで別のところで規定されるものであり、この表の特別職ではなくなったということでご理解いただければと思います。
教育長	文化の森建設委員会というのは、無くなるのですか。
阿部補佐兼社会教育係長	文化の森建設委員会というのは、ここ何年間も委員会を開いた実績もないので、表から削られることとなります。なお、社会教育課に係る部分について、若干補足させていただきたいと思っております。社会教育推進員はこれまで 91,000 円の年額としていた方々については、会計年度任用職員に移行するのではなくて有償ボランティアという形になります。その下の青少年育成推進員も同じ扱いとなります。公民館事業やいろいろな事業に対するお手伝い等の企画立案の会議に協力をいただいていた方々ですので、決まった時間に勤務を要する方々ではありませんので、会計年度任用職員には移行せず有償ボランティアという形になります。先程の公民館長と図書館長の部分では、報酬額に 222,000 円以内と「以内」を付けることに改めるという説明がありましたが、何故、「以内」を付けるかということについては、公民館長は特別職としてこの給与条例に残

	すことになるのですが、本来的に公民館長は、顧問、参与と位置づけられるようにアドバイザー的な立場になりますので、これまで規定していた公民館長への事務決裁の権限や運営計画を立案するなどの職務について、例規上で規定される部分を今後改正する予定ですので、その事務が減る部分を考慮すれば222,000円の報酬額とはならないということなので、今後の予算要求査定での話し合いになるのですが、現在はいくらにするのか決まっていませんので、「以内」ということで改正を進めるものです。
教育長	図書館長と公民館長が今までと役割が違うということになります。
上野社会教育課長	この件については、前回の定例会閉会後に説明させていただきました。
教育長	そのことを報酬額として記載したということです。他にご意見があればお願いします。〔質疑の声なく〕それでは採決いたします。条例制定の申出について（庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第38号条例制定の申出について（庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。続いて日程第3議案第39号条例制定の申出について（庄内町立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤補佐兼教育総務係長	（資料に基づき説明する。） 第5条改正の使用料に端数が出た場合の切り捨て、備考2の30分未満使用及び30分を超え1時間未満の端数についての使用料の計算等の前回説明よりの変更点等を説明する。
教育長	利用時間が1時間以内だったらこの表に記載する使用料を払うということ、1時間を超え1時間29分までの使用であれば、1時間料金にもう半額を足すということ。また、10円以内の端数は切り捨てをすることと、1時間30分を超えたら2時間分の使用料を払うということですね。
佐藤教育課長	30分を超えるか超えないのかを文章にするとこのように難しくなります。
齊藤委員	単位時間を最初から30分にすれば、混乱は少ないのではないのですか。
佐藤教育課長	30分単位も1時間単位も文面の書き方からいえば同じことになるのではないかと思います。
教育長	例えば施設利用許可申請書を出すときに、1時間29分と書けば使用料が今言った1時間プラス半分の料金でいいわけだが、実際に1時間30分を超えて鍵を戻しに行った場合の使用料はどうなるのですか。
佐藤補佐兼教育総務係長	申請いただいた利用許可申請書による使用料金とし、実際には申請した利用時間を超えて施設を使っても申請内容どおりの使用料金をいただくことにしています。
教育長	考え方は分かりました。料金の細部の検討は以上として、他に何かございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第39号条例制定の申出について（庄内町立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定）にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第39号条例制定の申出について（庄内町立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。続いて日程第4議案第40号条例制定の申出について（庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。説明をお願いします。

阿部補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。) 前回の定例会での説明以降に使用料金等の変更になった点について説明する。町民以外利用者の料金は、町民料金の1.5倍とし、10円未満の端数を切り捨てた料金として記載しておりましたが、基本方針では町民料金の1.5倍以上を町民以外のものに係る使用料金としていることから、前回料金では全てが1.5倍以上になっていなかったため、端数は切り上げるようにその後の指示がありました。そのため町民以外料金が10円単位で引上げ改正になった箇所があること等を説明する。
教育長	前回の協議以降に変わった部分について今説明がありましたが、何か質問がございましたらお願いします。〔質疑の声なく〕それでは採決いたします。議案第40号条例制定の申出について(庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第40号条例制定の申出について(庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)は原案のとおり可決されました。続いて日程第5議案第41号例制定の申出について(庄内町文化創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)についてを議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。) 前回の協議以降からの変更改正を要するポイントについて説明する。別表1基本使用料利用室名で楽屋1和室と楽屋2和室は別室として分けての使用としておりましたが、実際は続き部屋として1室の使用となっていますので、その実態にあわせて楽屋和室として1室での使用とすることに改めました。また、楽屋3洋室と楽屋4洋室については、楽屋洋室1と楽屋洋室2に改めたところですが、また、2階の研修室2と研修室3についても仕切ることなく1室での使用がほぼ全てとなっていますので、1室の使用として研修室2として改めたところですが、町民以外の使用料は先程もあつたとおり、1.5倍以上ということで10円未満の端数の切り上げを行ったところ練習室と研修室1が10円引上げの料金改正となる旨説明する。
教育長	前回よりの変更点についていくつか説明がありましたが、他に質疑はございますか。よろしいですか。議案第41号条例制定の申出について(庄内町文化創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第41号条例制定の申出について(庄内町文化創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)は原案のとおり可決されました。続いて日程第6議案第42号条例制定の申出について(庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	前回の協議時点と大きく変わっていないということです。ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第42号条例制定の申出について(庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり

教育長	議案第 42 号条例制定の申出について（庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。続いて日程第 7 議案第 43 号条例制定の申出について（庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ 推進係長	（資料に基づき説明する。） 前回協議から大きく変わった点は、別表第 2 体育施設使用料について少し見直しを行っています。例えば、総合体育館アリーナ全面の町民料金は、前回 1,050 円でしたが 1,000 円に、町民以外料金についても基本方針での町民料金の 1.5 倍以上として 1,600 円に変更させていただきました。これについては、稼働率が良いこととアリーナ半面や 4 分の 1 面利用も多くあることから十円単位の端数料金では事務の煩雑化を生むことから、最初からきっちりとした使用料設定とする方が、使う側も管理をする側も分かり易いのではないかということでこの様な料金設定とさせていただきました。他に屋内多目的運動場及び第二屋内多目的運動場の使用料の改正についても同等の考え方で料金設定している等を説明する。
教育長	前回説明より使用料が若干変わったところがありますが、考え方については同じということです。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 43 号条例制定の申出について（庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 43 号条例制定の申出について（庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。続いて日程第 8 議案第 44 号条例制定の申出について（庄内町農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ 推進係長	（資料に基づき説明する。） 変わった点は、別表備考 3 として「アマチュアスポーツ以外に利用するとき、又は営利等の目的をもって利用するときの占用使用料の額は、当該占用使用料に 7 を乗じて得た額とする。」を加えました。このことについては、近隣の市の温泉事業者がグラウンドゴルフをパック料金として施設利用を図るケースがこれまでも多くあるので、営利目的も含んだ施設利用の場合は、通常料金の設定ではおかしいとの判断に立ち、この規定を追加したところです。なお、体育施設設置及び管理条例の中にも同様の規定があります。例えば体育館では昨年度にプロレスリングの興行がございましたが、通常料金に 7 を乗じた額で使用料の請求をしたこと等を説明する。
教育長	例えば、営利目的を含んだ事業者の施設利用料金については、町民以外の使用料金を 7 倍した料金をいただくということですね。この営利目的を含む施設利用について規定したことが、前回説明よりの変更点です。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 44 号条例制定の申出について（庄内町農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 44 号条例制定の申出について（庄内町農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。続いて日程第 9 議案第 45 号条例制定の申出について（庄内町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。説明をお願いします。

阿部補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。) 菁莪庵の町民以外の使用料については、町民料金との1.5倍以上の端数切り上げの関係で、前回説明時より若干料金設定に変わっている旨説明する。
教育長	使用料が若干変わったということですが、どの位変わったのですか。
阿部補佐兼社会教育係長	町民以外の料金が1.5倍の切り捨てから切り上げに変わったことにより、前回説明時より10円使用料金が違っています。他は既存の条文の文言の整理であり、条例審査会等で指摘を受けた部分の改正となっています。
教育長	条文の文言の整理と使用料の一部の変更のようです。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第45号条例制定の申出について(庄内町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)にご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第45号条例制定の申出について(庄内町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)は原案のとおり可決されました。続いて日程第10議案第46号庄内町就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
清野主査兼学校教育係長	(資料に基づき説明する。) 新旧対照表の左側の旧様式である就学援助費受給申請書の中程に「民生委員・児童委員の意見」ということで、民生委員・児童委員の意見を記載する欄がございますが、最近、酒田市や遊佐町などの近隣の市町ではこういった欄を無くして、民生委員・児童委員の事務負担の軽減を図っている状況です。本町でもこのことについて検討を進めてきました。民生委員・児童委員の方々からも是非その様にしていただきたいという要望をいただいておりますので、その要望等もあって、今回申請の際の様式を改めることとしました。
教育長	就学援助費受給申請書の様式の内、民生委員・児童委員の意見の欄を削除したということです。何か質問はございますか。[質疑の声なく]それでは採決いたします。議案第46号庄内町就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第46号庄内町就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については原案のとおり可決されました。4付議事件は以上になります。5その他(1)次回の第14回教育委員会定例会の開催について、少し説明してください。
佐藤教育課長	12月26日木曜日午後2時からということでは表記させていただいております。実は前回の会議で皆さんには26日午後に総合教育会議を開催したいということで、それに合わせて同日の午前中に教育委員会定例会を開催したい旨説明させていただきました。しかし、総合教育会議をこの間行っただけで、協議題とするものが現時点ではないことと、令和2年度の予算に反映させるために急がなければならないということで26日の開催を設定しましたが、予算等に急いで反映させる課題も現時点ではないので、少し余裕をもって時間をかけながら2回目の会議を計画させていただきたいと考えています。次回の定例会はこれまでどおり26日木曜日午後2時から開催したいと思っております。なお、第2回総合教育会議の開催については、2月中旬頃の開催を予定し、再度、町長と日程調整をした後に皆さんにお諮りしたいと思いますので、ご了解いただきたいと思っております。
教育長	次回開催は予定どおり26日ですけど、町長との話し合いをもう少し時間において、議題を考えながらやって行きたいと思っております。ここに記載のとおり午



	後2時からとしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員	それぞれ「対応可能」の発言あり
教育長	よろしく願いいたします。(2) その他はございますか。ないようですので、それでは以上をもちまして令和元年第13回教育委員会定例会を終了します。
閉会	(午後2時56分)